

情報通信格差是正事業資金無利子貸付金貸付要綱について【補足事項】

1 貸付額について

情報通信格差是正事業資金無利子貸付金貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）第5条の表において「市町村に対し、都道府県が貸付対象経費の2分の1以上を補助する場合」の「貸付対象経費の2分の1以上」には、情報通信格差是正事業に関し国が都道府県に貸し付ける無利子貸付金充当額が含まれる。

2 貸付けの申請について

- (1) 貸付要綱第6条の規定に基づく貸付申請は、貸付けを受けようとする事業の区分（移動通信用鉄塔施設整備事業、地域イントラネット基盤施設整備事業又は広域的情報通信ネットワーク基盤整備事業の別）ごとに行うものとする。
- (2) 貸付要綱第6条の「大臣が別に定める日」は、原則として3月29日とする。
- (3) 様式第1号の添付資料のうち、市町村の当該貸付事業に関する規程又は要綱が整備されていない場合は、当該無利子貸付事業の伺い定め文書の写しをもってこれに代えることができるものとする。

3 財産の処分制限期間について

貸付要綱第17条第1項第1号の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

4 貸付対象施設等について

- (1) 貸付要綱別表1の各項の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 貸付要綱別表1の1の(1)のアの(キ)の「伝送用専用線」には、最寄りの交換局等に至るまでの間において一体的に機能する施設・設備が含まれる。
- (3) 貸付要綱別表1の1の(1)のイの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙の1のとおりとする。
- (4) 貸付要綱別表1の2の(1)のイの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙の2のとおりとする。

- (5) 貸付要綱別表 1 の 3 の (1) のイの「大臣が別に定める設備」は、別紙の 3 のとおりとする。

5 財産処分について

貸付要綱第 19 条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 4 月 30 日総官会第 790 号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

- (1) 以下の要件を満たす財産処分である場合。

- ① 無利子貸付事業完了後 10 年を越える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

- ② 貸付事業者と同一の都道府県、市町村（市町村の属する都道府県を含む。）及び都道府県又は市町村の連携主体並びに間接補助事業者と同一の市町村への無償による転用であること。

- (2) (1) 以外の場合であって、当該貸付事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ地域住民の利便の向上に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合。

移動通信用鉄塔施設

- ① 情報通信格差是正事業により取得した資産（以下「是正事業」という。）により移動通信サービスを行っている電気通信事業者が対象地域の加入者の増加等に応じるための設備を増設する場合
- ② 是正事業により移動通信サービスを行っている電気通信事業者がデジタル方式携帯電話等の新たな移動通信サービスを提供するための設備を追加する場合
- ③ 是正事業により移動通信サービスを行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が移動通信サービスを提供するための設備を設置する場合
- ④ 地方自治体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合

- (3) 地域イントラネット基盤施設整備事業及び広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業において、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体以外の者に利用させる場合。

(4) (3)以外の場合であって、目的外利用において、施設を利用しようとする者が貸付事業者又は間接補助事業者と異なる場合には、貸付事業者から貸与を受けて利用することとする。この場合において、貸付事業者が利用者から貸与料金を徴収する場合は、維持・管理に要する経費のみとすること。

6 その他

貸付要綱に定める様式第1号から様式第11号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。

別紙

貸付要綱別表の各項の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

1 移動通信用鉄塔施設整備事業関係

- (1) 構内柱
- (2) 接地線
- (3) 屋外照明施設
- (4) マンホール
- (5) 空調設備
- (6) 監視設備
- (7) 航空標識灯設備
- (8) 消火設備
- (9) 水道施設
- (10) 貯水タンク
- (11) ろか器
- (12) 洗面・手洗施設
- (13) 仮眠施設
- (14) (1)から(13)までに掲げるものに類する施設・設備

2 地域イントラネット基盤施設整備事業関係

- (1) 1の(2)から(6)まで及び(8)から(12)まで並びに予備送受信機、モニターテレビ及び修理工具
- (2) 電源設備（予備電源設備を含む。）
- (3) (1)及び(2)に掲げるものに類する施設・設備

3 広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業関係

- (1) 1の(2)及び(5)並びに予備送受信機、モニターテレビ及び修理工具に掲げるもの
- (2) 電源設備（予備電源設備を含む。）
- (3) (1)及び(2)に掲げるものに類する設備